

設楽町簡易水道事業

経営戦略

【未来へつなぐ 安心・安全な水道】



愛知県北設楽郡設楽町

令和2年10月

—目次—

I	はじめに	1
II	水道事業の概要	
1	水道事業の統合	2
2	給水区域と水道の普及状況	3～9
3	水需要と水源	10
4	浄水処理と浄水水質	10～11
5	送・配水施設	11～13
6	料金体系と組織	14
7	経営状況	14
III	将来の事業環境	
1	給水人口の予測	15～16
2	水需要の予測	17～19
3	料金収入の見通し	20
4	施設の見通し	20
5	組織の見通し	20
IV	経営の基本方針	20
V	投資・財政計画	
1	収支計画	21
2	策定にあたっての説明	21～22
3	未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	22～24
VI	経営戦略の事後検証、更新に関する事項	24

I はじめに

設楽町の人口は、昭和 35 年で約 15,000 人であったが、平成 27 年時点で約 5,000 人まで減少しています。今後、現状のまま人口減少が続いた場合、2060 年には 1,100 人程度まで減少することが推測されています。

設楽町では、この人口減少に歯止めをかけるため、平成 28 年 3 月に「設楽町人口ビジョン」及び「設楽町総合戦略」を策定し、「子育て世帯（年間 10 世帯）の移住者を確保する。」を目標とした施策を戦略的に実施しており、これにより、2060 年で約 2,600 人を維持することができると推計されています。

こうした取り組みの中で、水道事業は、住民の豊かな日常生活において極めて重要な役割を担い、減少していく人口に対し水道事業を効率的かつ健全な経営に努めなければならないと考えています。

水道事業の現状は、料金収入だけでは維持できなく、国や県の補助金、企業債の借入、一般会計の繰入を充当し管理運営を行っています。また、6 簡易水道 1 飲料供給施設の統合や料金の一本化は行っていますが、一般会計の繰入はこの先も必要な財源であると考えています。

現在は、水道水の安定給水を図るため、老朽施設の更新事業を実施していますが、今後の水道事業においては、長期的な視点を踏まえた戦略的な計画・施策が必要であり、また給水区域の住民に対して、事業の安定性や持続性を示していくことが重要であると考えています。

したがって、水道事業の現状を整理し、問題点や改善点を明確に位置づけ、計画的な改修や修繕を行い、無理のない持続可能な水道経営を目指した戦略を実践するため、まず 10 年計画を策定し、PDCA サイクルによる検証を行いつつ、次の 10 年へ計画を進めていくことを目的とします。

II 水道事業の概要

1 簡易水道の統合

本町における水道は、昭和33年9月に田口簡易水道が創設認可を取得して給水を開始して以来、清嶺簡易水道、名倉簡易水道、田口第2簡易水道、豊邦簡易水道、津具簡易水道、松戸飲料水供給施設の6簡易水道施設、1飲料水供給施設の計7施設を整備しています。

本町は、平成19年度に策定した簡易水道事業統合計画に基づき、平成22年度に「清嶺簡易水道」と「豊邦簡易水道」を統合して「清嶺・豊邦簡易水道」とし、平成24年度に「名倉簡易水道」と「津具簡易水道」を「名倉・津具簡易水道」とするとともに、平成25年10月には料金体系を一本化しました。

また、平成27年度には「田口簡易水道」、「田口第2簡易水道」、「松戸飲料水供給施設」を「設楽町簡易水道」とし、平成28年度に「清嶺・豊邦簡易水道」と「名倉・津具簡易水道」を「設楽町簡易水道」に編入し、平成29年4月からすべての簡易水道が統合し、事業運営を実施しています。

(計画給水人口：平成29年4月) (現在給水人口：令和2年4月)			
事業名	計画給水人口	現在給水人口	備考
設楽町簡易水道	4,871人	1,211人	田口地区
		673人	清嶺地区
		973人	名倉地区
		468人	田口第2地区
		70人	豊邦地区
		1,128人	津具地区
		11人	松戸地区
計	4,871人	4,534人	

2 給水区域と水道の普及状況

(1) 給水区域

設楽町水道事業の現状は、浄水場ごとに給水区域を設定しています。

【田口浄水場（旧田口簡易水道）】（計画能力：1,672m³/日）

豊川水系榎尾川の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰と水中ポンプの両方を用いて揚程ポンプ場まで導水し、揚程ポンプ場から浄水場までポンプにて導水します。

浄水場では、膜ろ過設備により浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、浄水場兼配水池から給水区域全体に給水します。

この区域は、本町の中心に位置しており、比較的狭い範囲で高低差があまりないことから、配水系統は1つで各家庭へ給水しています。



【榎尾川取水堰】



【膜ろ過設備】

【長江浄水場（旧田口第2簡易水道）】（計画能力：483m³/日）

豊川水系タコウズ川の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場まで導水します。

浄水場では、普通沈殿及び緩速ろ過により浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、浄水場から自然流下で川向地区、八橋地区及び小松地区へ配水します。また、浄水場からポンプを使用して鹿島配水池まで送水し、自然流下で和市地区、荒尾地区、小塩地区、神田地区及び平山地区へ配水します。

この区域は、標高の高低差が大きいことから、区域を6ブロックに分割し、更に地区的分散があるため、部分的に減圧弁を使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



【タコウズ川取水堰】



【長江浄水場】

【清嶺浄水場（旧清嶺簡易水道）】（計画能力：296m³/日）

豊川水系栗島川の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場へ導水します。

浄水場では、普通沈殿及び緩速ろ過により浄水処理を行い、色度除去を目的として粒状活性炭ろ過機を設置し浄水し、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、自然流下で栗島配水池、田峯配水池、梨野配水池へ配水します。

この区域は、地形の起状が非常に激しく、また部分的に高圧管又は減圧弁を使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



【栗島川取水堰】



【梨野配水池】

【豊邦浄水場（旧豊邦簡易水道）】（計画能力：40m³/日）

豊川水系鰻沢の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場へ導水します。

浄水場では、普通沈殿及び緩速ろ過により浄水処理を行い、色度除去を目的として粒状活性炭ろ過機により、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、自然流下で桑平配水池、団子島配水池、笠井島配水池へ配水します。

この区域は、標高の高低差が大きいため、部分的に減圧弁を使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



【鰻沢取水堰】



【笠井島配水池】

【名倉浄水場（旧名倉簡易水道）】（計画能力：550m³/日）

豊川水系本谷川の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場へ導水します。

浄水場では、普通沈殿及び緩速ろ過により浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、自然流下で東納庫配水池、西納庫配水池、宇連配水池へ配水します。

この区域は、標高の高低差が大きいため、区域を3ブロックに分割し、部分的に高圧になる箇所では減圧弁を、低圧になる場所ではポンプを使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



【本谷川取水堰】



【西納庫増圧ポンプ場】

【津具浄水場（旧津具簡易水道）】

（計画能力：上折元 511m³/日、下折元 316m³/日）

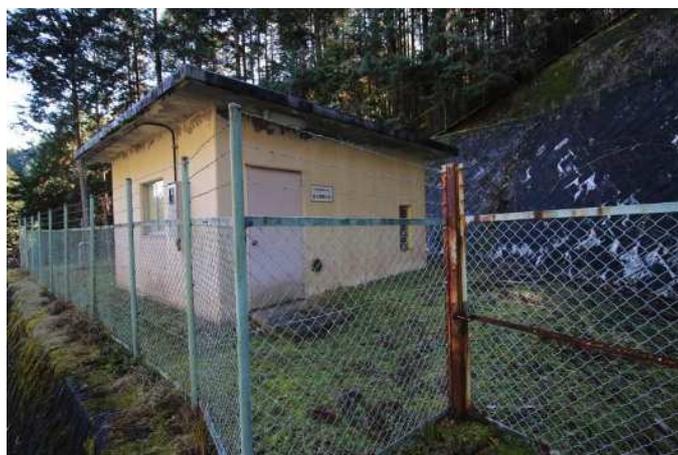
矢作川水系箱渕川の表流水を水源としており、有孔管を利用した取水堰からポンプにより調節井及び減圧井を経由し、第1浄水場（上折元浄水場）、第2浄水場（下折元浄水場）へ導水します。

2つの浄水場において、凝集剤を注入し、急速攪拌、フロック形成池、傾斜版式横流薬品沈澱池、重力式急速ろ過池及び塩素混和池を設け浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、自然流下で第1浄水場から上折元配水池及び下折元配水池へ、第2浄水場から下折元配水池、後山配水池、森古屋配水池へ配水します。

この区域は、標高の高低差が大きいことから、区域を4ブロックに分割し、部分的に高圧になる箇所では減圧弁を、低圧になる場所ではポンプを使用し、適正な圧力で各家庭へ給水しています。



【箱渕川取水堰】



【森古屋配水池】

【松戸浄水場（旧松戸飲料水供給施設）】（計画能力：14m³/日）

豊川水系トッ原沢の表流水を水源としており、ステンレススクリーンを設置した取水堰から自然流下により浄水場へ導水します。

浄水場では、緩速ろ過により浄水処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し殺菌を行った後、浄水場兼配水池から給水区域全体に給水します。

この区域は、給水戸数が少なく狭い範囲で高低差がないことから、配水系統は1つとし各家庭へ給水しています。



【トッ原沢取水堰】



【松戸浄水場】

（2）水道の普及状況

行政区域内の水道普及率は、一部の山間部（沖駒地区、裏谷地区など）の地域を除いて約97.0%（令和元年度末）となっています。

3 水需要と水源

(1) 水需要の動向

給水人口は、すべての給水区域で減少傾向にあり、給水量についても同様に減少傾向になっています。

(2) 水源の状況

本町の水源は、河川の表流水を8箇所で確保し、安定取水に努めています。現在、確保している水源水量は4,080m³/日で、計画1日最大給水量3,709m³/日や実績1日最大給水量3,306m³/日に対していずれも上回っています。

しかし、大雨による濁水や停電発生時には、揚程ポンプが停止するため、非常時にも安定給水ができる対策を検討しています。

原水の水質においては、比較的良好な状態を保っていますが、主に濁度や色度は注意すべき水源もあるため、定期的な監視を実施しています。

現行 (計画取水量：平成28年4月時点)		統合後
水源地	計画取水量	計画取水量
豊川水源地（豊川水系豊川）	1,500m ³ /日	-
榎尾川水源地（豊川水系榎尾川）	601m ³ /日	-
栗島川水源地（豊川水系栗島川）	1,073m ³ /日	702m ³ /日
本谷川水源地（豊川水系榎尾川）	605m ³ /日	682m ³ /日
タコウズ川水源地（豊川水系タコウズ川）	531m ³ /日	1,691m ³ /日
鰻沢水源地（豊川水系鰻沢）	62m ³ /日	45m ³ /日
トッ原沢水源地（豊川水系トッ原沢）	15m ³ /日	11m ³ /日
箱淵川水源地（矢作川水系箱淵川）	1,000m ³ /日	949m ³ /日
計	5,387m ³ /日	4,080m ³ /日

4 浄水処理と浄水水質

本町の浄水施設は、膜ろ過方式1箇所、急速ろ過方式2箇所、緩速ろ過方式5箇所です。浄水処理しており、計8施設となっています。

水質については、水道法に基づいた検査を実施しております。

浄水場等名	浄水処理方式	計画能力
田口浄水場	膜ろ過処理	1,672 m ³ /日
清嶺浄水場	緩速ろ過処理	296 m ³ /日
名倉浄水場	緩速ろ過処理	550 m ³ /日
長江浄水場	緩速ろ過処理	483 m ³ /日
豊邦浄水場	緩速ろ過処理	40 m ³ /日
上折元浄水場	急速ろ過処理	511 m ³ /日
下折元浄水場	急速ろ過処理	316 m ³ /日
松戸浄水場	緩速ろ過処理	14 m ³ /日

5 送・配水施設

本町の配水池は、19箇所設置しており、その容量は全体で3,865.3m³となっています。この容量については、時間帯による給水量の変動対応や突発的に発生する非常時対応として、1日最大給水量の12時間以上が望ましいとされていますが、本町では実績1日最大給水量に対して25.7時間の容量を確保しています。



【田口配水池】

配水池等名	容量	給水地区
田口配水池	750m ³ ×2 池=1,500m ³	田口地区
栗島配水池	24.3m ³ ×2 池=48.6m ³	三都橋地区
田峯配水池	141m ³ ×4 池=564m ³	田峯地区
梨野配水池	51m ³ ×2 池=102m ³	田内・清崎地区
豊邦配水池	20m ³ ×2 池=40m ³	桑平の一部地区
桑平配水池	20m ³ ×2 池=40m ³	上記以外の桑平地区
団子島配水池	17.5m ³ ×2 池=35m ³	団子島地区
笠井島配水池	36m ³ ×2 池=72m ³	笠井島地区
宇連配水池	21m ³ ×2 池=42m ³	宇連地区
東納庫配水池	87.6m ³ ×2 池=175.2m ³	大平・湯谷・東部・南地区
西納庫配水池	99.6m ³ ×2 池=199.2m ³	貝津田・川口・清水地区
長江配水池	96m ³ ×2 池=192m ³	川向・八橋・小松地区
鹿島配水池	96m ³ ×2 池=192m ³	長江・和市・荒尾・小塩・神田・平山・清崎の一部地区
上折元配水池	37.8m ³ ×2 池=75.6m ³	井口・油戸の一部地区（特高区）
下折元配水池（1）	79.3m ³ ×2 池=158.6m ³	主に下折元配水池（2）
下折元配水池（2）	100m ³ ×2 池=200m ³	井口・油戸の一部地区（高区）
後山配水池	65.8m ³ ×2 池=131.6m ³	見出原・見出・西麓・麓・林・能知・本間・森古屋の一部地区（中区）
森古屋配水池	43.5m ³ ×2 池=87m ³	上記以外の東地区（低区）
石神調節井	10.5m ³ ×1 池=10.5m ³	柿ノ沢宇連地区
松戸配水池	15.0m ³ ×2 池=30.0m ³	松戸地区

送・配水管の延長は、206.7km となっており、各地区の地形を考慮し区域を網羅しています。また、導水管を合わせると約 240.5km となります。

管路の耐震化状況（令和元年度末現在）

	管路延長	耐震管延長	耐震化率
導水管	33,784m	17,826m	52.8%
送水管	11,256m	7,038m	62.5%
配水管	195,438m	68,592m	35.1%
計	240,478m	93,456m	38.9%

配水施設は、水需要に合わせた配置を行っていますが、災害時には被害の軽減や復旧の迅速化及び適切な水圧や水質の確保するため、管路や施設の耐震化を段階的に整備する計画をしています。

配水池の耐震化状況（令和元年度末現在）

配水池等名	容量 (m3)	緊急遮断弁 の設置状況	緊急時の 確保水量 (m3)
田口配水池	1,500.0	○	750.0
栗島配水池	48.6	○	48.6
田峯配水池	564.0	○	564.0
梨野配水池	102.0	○	102.0
豊邦配水池	40.0	-	
桑平配水池	40.0	-	
団子島配水池	35.0	-	
笠井島配水池	72.0	-	
宇連配水池	42.0	-	
東納庫配水池	175.2	-	
西納庫配水池	199.2	-	
長江配水池	192.0	-	
鹿島配水池	192.0	-	
上折元配水池	75.6	-	
下折元配水池（1）	158.6	-	
下折元配水池（2）	200.0	-	
後山配水池	131.6	-	
森古屋配水池	87.0	-	
石神調節井	10.5	-	
松戸配水池	30.0	-	

6 料金体系と組織

現行の料金体系は、基本料金に超過料金を加算するものです。基本料金については、口径すべて一律とし、下記の使用量別料金となっています。

① 基本料金と超過料金

料金体系（令和元年10月1日以降）消費税込				
	基本料金		超過料金	
一般用	8 m ³ まで	1,650 円	1 m ³ 増す 毎	220 円
臨時用	8 m ³ まで	3,300 円	1 m ³ 増す 毎	440 円

② 組織

令和2年度現在、水道に関する業務は生活課で行っており、水道事業については、設計、施工、監督、事務及び料金徴収と施設の維持管理関係を含め、4名で対応している。

7 経営状況

簡易水道の損益は、給水コストを水道料金で回収できないため、収支の不足分を一般会計からの繰入金に依存しています。また、老朽管の更新などの建設事業や過去の建設投資の多くは企業債に依存していたため、費用に占める支払利息や元金償還金の割合が高い状況になっています。

今後の施設・設備の改修は、将来の有収水量の増加が見込めない状況を考慮し、財源のあり方や水道料金の改定を検討していくことが重要になります。

【過去3年間の決算状況】

	H29		H30	前年度比	H31	前年度比
有収水量	542,271m ³	-	529,384m ³	△2.4%	514,015m ³	△2.9%
水道料金	130,244 千円	-	127,374 千円	△2.2%	126,455 千円	△0.7%
一般会計繰入金	197,485 千円	-	355,086 千円	79.8%	276,835 千円	△22.0%
地方債償還金	55,978 千円	-	58,660 千円	4.8%	48,747 千円	△16.9%

Ⅲ 将来の事業環境

1 給水人口の予測

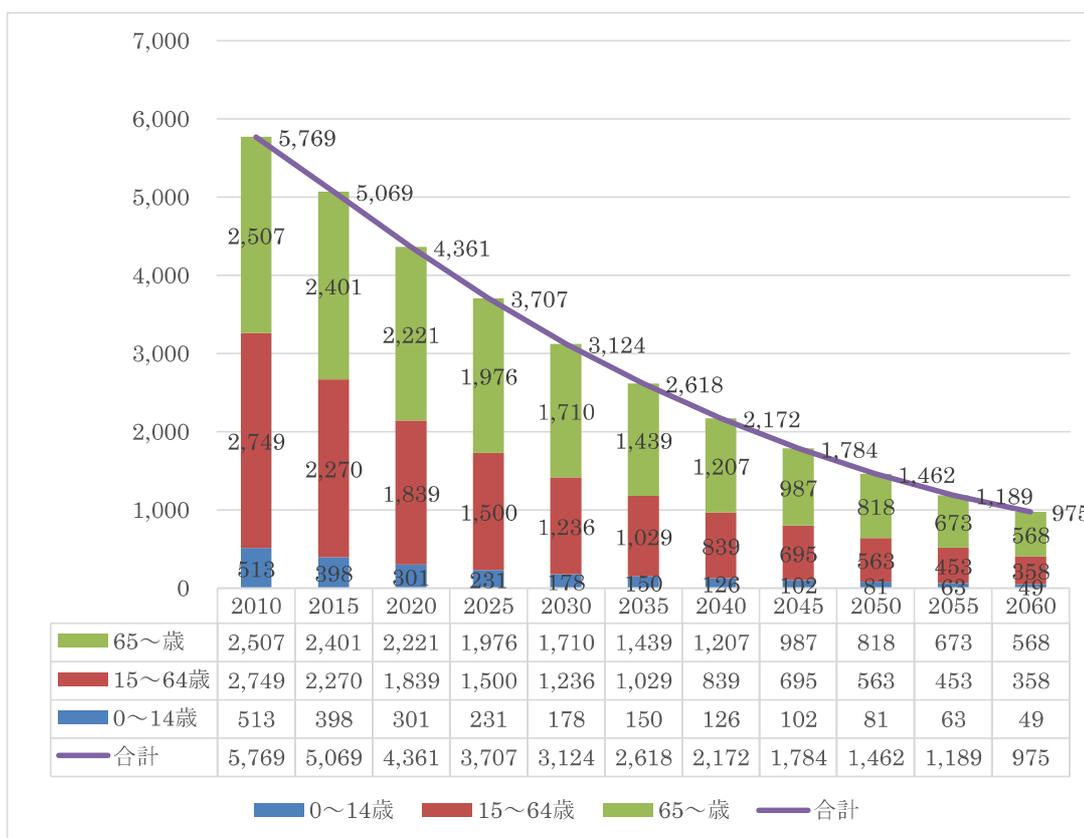
給水人口の予測は、名古屋大学住基人口シミュレーション結果による設楽町の長期的見通し人口推計で、今後の変化を前提としない場合、2060年には975人まで減少するとされています。

設楽町は、この推計に対し「設楽町総合戦略」等の実施など地方創生の取組により、年間子育て世帯（年間10世帯）を目標に掲げ、2060年の人口を約2,600人確保することを目標とし、この目標に合わせ各年度の人口を予測します。

次に名古屋大学住基人口シミュレーション結果による今後の変化を前提としない人口推計グラフ、人口減少に対する取組を考慮した人口推計グラフを示します。人口減少に対する取組を考慮した（10年間）人口推計グラフについては中間年度を比例補間により計算し示します。

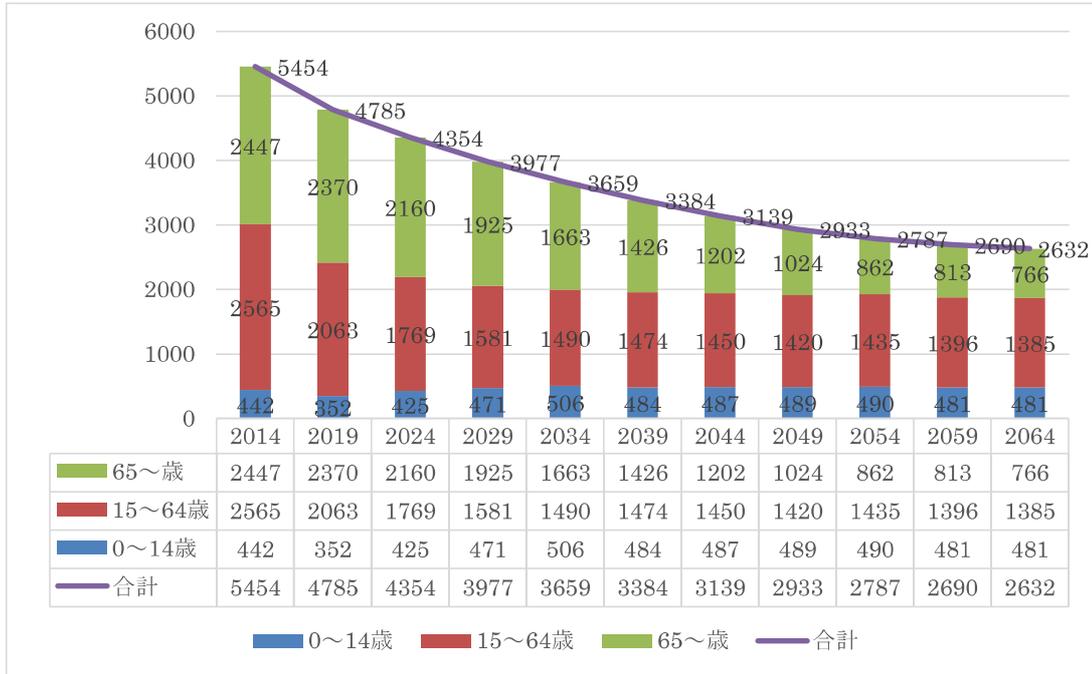
(表 1-1) 今後の変化を前提としない人口推計グラフ

(単位：人)



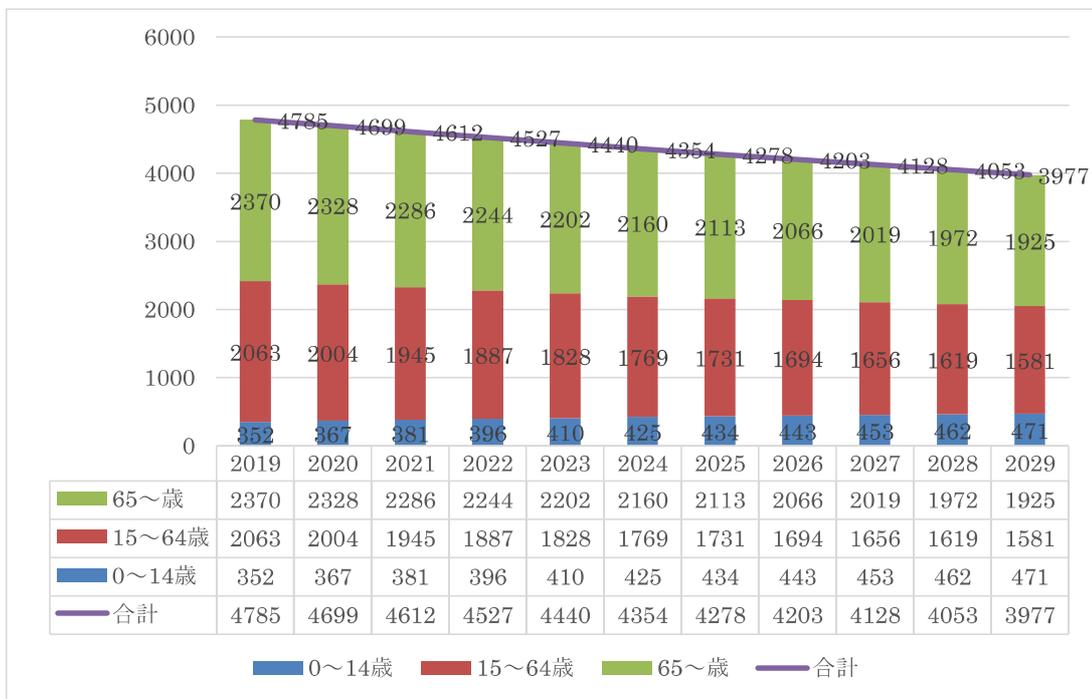
(表 1-2) 人口減少に対する取組を考慮した人口推計グラフ

(単位：人)



(表 1-2) 人口減少に対する取組を考慮した (10 年間) 人口推計グラフ

(単位：人)



【出典：企画ダム対策課移住定住推進室】

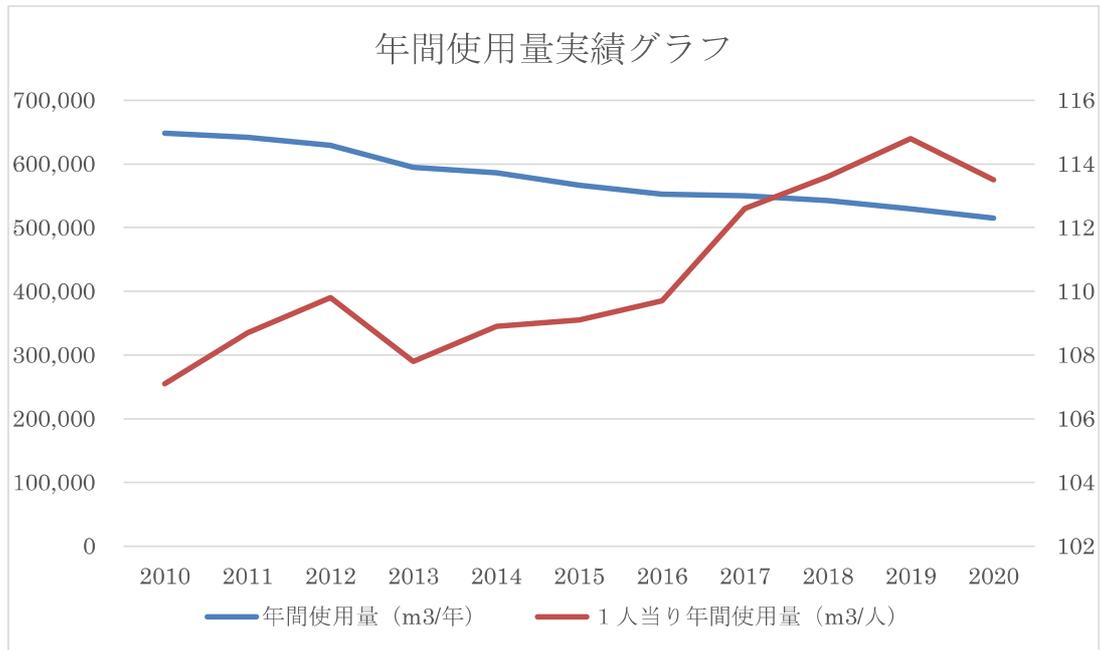
2 水需要の予測

給水人口の予測が、減少傾向に進んでいることを受け、有収水量も減少することが予想されます。過去の給水量実績を基に、先に算出した給水人口予測と合わせ計画 10 年間の水需要予測を立て、1 人年間平均使用量の見込みを予測すると、右肩上がりで推移しています。

また、人口減少に伴い全体の使用量は減っていますが、生活様式の変化により 1 人当り年間使用量は増加しています。

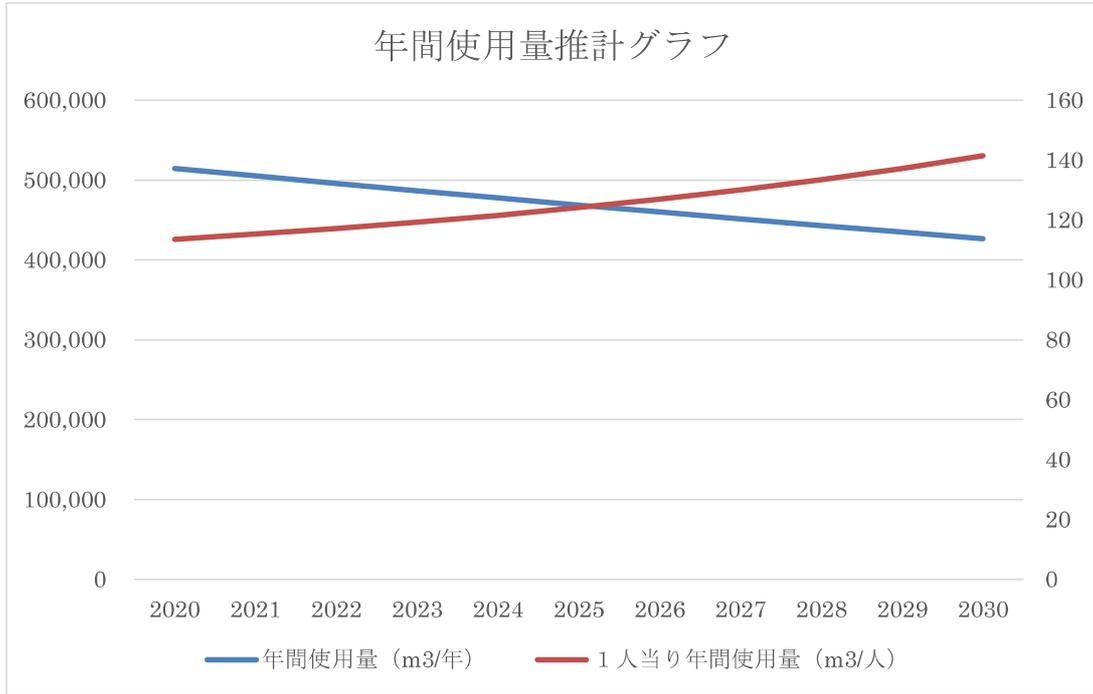
将来的に人口減少が進むことを受けて、有収水量は減少していくことが見込まれるが、1 人年間平均使用量は増加していくことが見込まれます。

次に使用水量の実績 (P. 18) と推計結果 (P. 19) を示します。



年間使用量実績

年度	年間使用量 (m³/年)	1人当り年間使用量 (m³/人)
2010	648,505	107.1
2011	641,643	108.7
2012	628,997	109.8
2013	594,640	107.8
2014	585,733	108.9
2015	567,014	109.1
2016	552,370	109.7
2017	549,921	112.6
2018	542,271	113.6
2019	529,384	114.8
2020	514,015	113.3



年間使用量推計

年度	年間使用量 (m³/年)	1人当り年間使用量 (m³/人)
2020	514,015	113.3
2021	505,145	115.3
2022	495,749	117.2
2023	486,528	119.3
2024	477,479	121.6
2025	468,598	124.2
2026	459,882	127.0
2027	451,328	130.1
2028	442,933	133.5
2029	434,694	137.3
2030	426,609	141.5

3 料金収入の見通し

給水人口が減少傾向に進んでいることを受け、料金収入も減少することが予想されます。給水人口の減少率を参考に算出した収支額等は、次ページ以降及び様式第2号（法非適用企業）のとおりとなりますので、今後水需要者に理解を求め、適切な時期に料金改定を行う予定でいます。

4 施設の見通し

本町における水道は、昭和33年9月に田口簡易水道が創設認可を取得して給水を開始して以来、清嶺簡易水道、名倉簡易水道、田口第2簡易水道、豊邦簡易水道、津具簡易水道、松戸飲料水供給施設の6簡易水道施設、1飲料水供給施設の計7施設を統合して運営を行っています。

現在は、設楽町簡易水道事業耐震化整備計画に基づき、老朽化した管路を中心に、国や県の補助を受けて更新を行っています。

耐用年数が60年を経過した施設は、現在ありませんが、管路も含めいずれ訪れる更新時期に備え、計画的に事業が行えるよう準備していきます。

5 組織の見通し

組織の現体制は、設計、施工、監督、事務及び料金徴収と施設の維持管理関係に4名で対応しています。また、緊急時など人手を要するときは課全体で対応することもあります。

現状を維持し安定した水道水の供給を目指していくために、北設楽郡3町村による合同研究会などの協力体制を整え、職員の人材育成を行っていきたいと考えています。

IV 経営の基本方針

設楽町総合戦略で目標とした2060年の設楽町人口を約2,600人確保する中で、水道施設は欠くことのできないものとして捉えていますので、安全な水を安定して供給する、災害に強い水道、給水サービスの向上などを進めていかなければならないと考えています。それらを実現していくためには、施設のダウンサイジングや施設管理の効率化による経費削減や水道料金の見直し等を進めていき、なお厳しい財政状況の中で国・県補助金や一般会計からの繰入金を活用しながら持続可能な水道を目指して取り組みを進めていきます。

V 投資・財政計画

1 収支計画

次ページ以降の様式第2号（法非適用企業）の投資・財政計画（収支計画）のとおりとなります。

2 策定にあたっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

今後10年間の計画の中で、一部塩化ビニル管路等で発生している漏水管路の更新を優先的に進め、将来訪れる施設更新についても延命化を図りつつ適切に進めていくことを目標とし、事業を進めていきます。

管路については、塩化ビニル管路経路での漏水が多く確認されたことから、平成29年度より5年ごとに設楽町簡易水道事業耐震化整備計画を策定し、管路更新を随時施工していますので、更新済管路、現在更新中の管路も含め更新後には有収率の向上が期待できます。

施設については、少し先の更新となるため、今回の計画には盛り込んでいませんが、延命処置の判断も含めて適正な時期に調査を進めていく予定で、この調査を基に施設更新の平準化を図り、無理のない財政計画を立てて進めていきます。

（2）収支計画のうち財源についての説明

工事の施工は、国や県の補助金、企業債及び一般会計からの繰入金を財源として行っており、今後もこれらの財源が必要になると考えます。

営業費用においても、水道料金だけで経営するのは困難でありますので、料金収入が減少に向かう中、必要経費の抑制や業務の効率化を図りつつ、収支の均衡が適切に保たれるように取り組んでいきます。

以下は、主な財源の内訳となります。

主な財源	説明
国及び県補助金	補助金交付の採択基準に従って算定された額を財源として見込む。
企業債	補助金対象額に対する基準額を財源として見込む。
一般会計	補助金及び企業債以外の費用を財源として見込む。
料金収入	水需要の推計で算出した値をもって、現行の料金体系である基本料金と超過料金の2部制に当てはめ算出した費用を財源として見込む。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は、人件費、修繕費、通信運搬費、委託費、保守点検費、維持工事費、その他となっており、令和2年度は以下のとおり予算計上しています。

次に各費用の説明をします。

主な財源	説明
人件費	現状の職員が変わらないものとし、定期昇給分(1.0%)の上昇のみを考慮します。
修繕費	過去の実績値を考慮し、この先も同額で推移するものとした。
通信運搬費	令和2年度予算額を採用し、この先も同額で推移するものとした。
委託費	水質検査料及び量水器検針費で令和2年度予算額を採用し、この先も同額で推移するものとした。(物価に対する増加指数を0.0%としたため)
保守点検費	令和2年度予算を採用し、この先も同額で推移するものとした。
維持工事費	過去の実績値を考慮し、この先も同額で推移するものとした。
その他	令和2年度予算を採用し、この先も同額で推移するものとした。

3 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 投資について検討状況等

① 民間の資金・ノウハウ等の活用(PFI・DBDの導入等)

現時点での活用は未検討であるが、近隣市町村との広域化が進めば、検討される可能性もあります。

② 施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)

ダム建設に伴う付替え道路(国道257号線、県道設楽根羽線、県道小松田口線)への公共補償による導水管の付替えによる管口径の見直しや取水施設(旧田口簡水と旧田口第2簡水)の一本化を進めます。

③ 施設・設備の合理化(スペックダウン)

水の使用量が減少していく中、浄水処理能力の調整や配水池水位の調整など運転方法の検討を進めます。

④ 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

アセットマネジメントを策定し、投資の平準化を図ります。

⑤ 広域化

現在愛知県広域化研究会、北設楽郡3町村による合同研究会などで検討を進めています。

⑥ その他の取組

地方公営企業法適用に向けた準備を行っていきます。また、管理用車両については、低燃費車へ更新していきます。

(2) 財源についての検討状況等

① 料金

需要者へのサービス内容や満足度などを踏まえ適正な料金設定を検討し、料金改定も適正な時期に行っていきます。

② 企業債

平成29年度より管路経路の更新を随時行っており、その財源として見込んでいます。施設の耐震補強や管路等の更新事業では必要と考えていますが、将来への負担とならないよう必要な額を見込んでいきます。

③ 資産の有効活用等による収入増加の取組

現時点で遊休資産は保有していないが、今後、遊休資産を保有することになった場合は、有効な活用手段を検討していきます。また、小水力発電や太陽光発電などについても維持管理等の経費がかさむことが予測されるため、現時点では進んでいないが、今後検討していきます。

④ その他の取組

今後予定している事業や予測される事業については、国や県の補助金の活用や交付金措置の利用など貴重な財源となるので、採択要件を考慮し検討していきます。

(3) 投資以外の経費についての検討状況

① 委託費

住民サービスの向上や業務の効率化、担当職員の負担軽減につながる分野について、民間委託等を検討します。

② 修繕費

資産調査を踏まえ計画的な更新を検討し、修繕費の平準化を図ります。

③ 動力費

設備の更新時に高効率で省エネルギー機器の選定や現在でも基準の一つとしているメンテナンスのしやすさや汎用性の高さなどの機器の選定を取り入れ、施設の適切な運用に努め、費用の抑制ができるよう取り組みます。

④ その他の取組

現時点で人件費の抑制は難しいため、人事異動等でスムーズな引継ぎができるよう管理・技術ノウハウを次世代へつなげるため、後継者育成を進めます。

VI 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略で掲げた取組の効果や状況を適切に把握するために、毎年検証を行っていきます。

また、検証結果を踏まえ、3～5年ごとに見直しを行い、PDCAサイクルを回します。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度																			
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	148,059	146,394	142,740	148,886	155,780	158,029	173,412	175,813	168,669	173,178	167,848	164,428	164,596	164,892	165,321	165,887	166,596	167,453	168,464	169,635
	(1) 営 業 収 益 (B)	118,233	123,381	122,673	128,810	136,835	133,755	134,379	135,547	129,102	128,199	125,658	123,789	121,948	120,135	118,349	116,590	114,857	113,150	111,469	109,813
	ア 料 金 収 入	116,343	118,971	121,591	126,290	135,036	131,768	132,219	130,244	127,374	126,455	124,558	122,689	120,848	119,035	117,249	115,490	113,757	112,050	110,369	108,713
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)																				
	ウ そ の 他	1,890	4,410	1,082	2,520	1,799	1,987	2,160	5,303	1,728	1,744	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	(2) 営 業 外 収 益	29,826	23,013	20,067	20,076	18,945	24,274	39,033	40,266	39,567	44,979	42,190	40,639	42,648	44,757	46,972	49,297	51,739	54,303	56,995	59,822
	ア 他 会 計 繰 入 金	29,826	23,013	20,067	20,076	18,945	24,274	38,227	38,573	39,104	36,441	38,263	40,176	42,185	44,294	46,509	48,834	51,276	53,840	56,532	59,359
	イ そ の 他							806	1,693	463	8,538	3,927	463	463	463	463	463	463	463	463	463
	2 総 費 用 (D)	123,664	125,246	131,579	134,302	139,885	120,737	134,642	148,516	152,201	153,599	148,227	147,865	147,622	147,487	148,798	150,138	151,507	152,909	154,344	155,813
	(1) 営 業 費 用	97,039	99,597	107,149	110,815	117,604	99,815	115,459	130,868	136,282	139,011	134,849	135,672	136,501	137,335	138,175	139,021	139,872	140,730	141,594	142,464
ア 職 員 給 与 費	38,746	31,835	29,133	29,426	29,682	28,355	28,760	30,178	31,562	29,619	29,915	30,214	30,516	30,821	31,129	31,440	31,754	32,072	32,393	32,717	
イ そ の 他	58,293	67,762	78,016	81,389	87,922	71,460	86,699	100,690	104,720	109,392	104,934	105,458	105,985	106,514	107,046	107,581	108,118	108,658	109,201	109,747	
(2) 営 業 外 費 用	26,625	25,649	24,430	23,487	22,281	20,922	19,183	17,648	15,919	14,588	13,378	12,193	11,121	10,152	10,623	11,117	11,635	12,179	12,750	13,349	
ア 支 払 利 息	25,882	24,676	23,559	22,477	21,355	19,965	18,417	16,790	15,085	13,645	12,500	11,306	10,226	9,249	9,711	10,196	10,705	11,240	11,802	12,392	
イ そ の 他	743	973	871	1,010	926	957	766	858	834	943	878	887	895	903	912	921	930	939	948	957	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	24,395	21,148	11,161	14,584	15,895	37,292	38,770	27,297	16,468	19,579	19,621	16,563	16,974	17,405	16,523	15,749	15,089	14,544	14,120	13,822	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	189,714	285,787	462,400	399,287	379,462	285,732	342,362	262,103	608,629	592,583	554,192	490,883	497,562	494,282	184,811	186,158	187,526	188,913	190,322	191,752
	(1) 地 方 債		15,600	27,400	41,300	9,800	23,100	6,400	9,600	79,700	18,000	20,000	20,000	20,000	20,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	うち 資 本 費 平 準 化 債																				
	(2) 他 会 計 補 助 金	45,276	124,122	193,944	159,890	186,425	174,787	160,486	158,912	315,982	240,394	231,925	270,881	274,944	279,068	89,811	91,158	92,526	93,913	95,322	96,752
	(3) 他 会 計 借 入 金																				
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金																				
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	129,100	114,660	209,293	132,122	142,992	71,781	67,117	44,853	120,000	72,870	64,200	60,000	60,000	60,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
	(6) 工 事 負 担 金		6,757	8,670	18,637																
	(7) そ の 他	15,338	24,648	23,093	47,338	40,245	16,064	108,359	48,738	92,947	261,319	238,067	140,002	142,618	135,214						
	2 資 本 的 支 出 (G)	214,178	306,922	475,169	413,863	395,322	323,005	288,459	266,861	625,054	514,384	573,842	507,446	514,536	511,687	201,334	201,908	202,615	203,458	204,443	205,574
(1) 建 設 改 良 費	172,504	255,700	412,916	352,034	338,568	265,224	237,242	210,883	562,252	465,637	523,142	456,360	462,370	458,544	148,653	149,712	150,928	152,306	153,853	155,574	
うち 職 員 給 与 費																					
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	34,959	39,392	45,122	46,564	48,060	49,611	51,217	55,978	58,660	48,747	50,700	51,086	52,166	53,143	52,681	52,196	51,687	51,152	50,590	50,000	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																					
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																					
(5) そ の 他	6,715	11,830	17,131	15,265	8,694	8,170			4,142												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 24,464	△ 21,135	△ 12,769	△ 14,576	△ 15,860	△ 37,273	53,903	△ 4,758	△ 16,425	78,199	△ 19,650	△ 16,563	△ 16,974	△ 17,405	△ 16,523	△ 15,749	△ 15,089	△ 14,544	△ 14,120	△ 13,822	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 69	13	△ 1,608	8	35	19	92,673	22,539	43	97,778	△ 29										
積 立 金 (K)							92,712	22,559	8,538												
前年度からの繰越金 (L)	1,671	1,602	1,615	7	15	50	69	30	10	53	39	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
前年度繰上充用金 (M)																					
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,602	1,615	7	15	50	69	30	10	53	89,293	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)										89,254											
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,602	1,615	7	15	50	69	30	10	53	39	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
(N)-(O) 赤 字 (Q)																					
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)																					
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93.3%	88.9%	80.8%	82.3%	82.9%	92.8%	93.3%	86.0%	80.0%	85.6%	84.4%	82.6%	82.4%	82.2%	82.1%	82.0%	82.0%	82.1%	82.2%	82.4%	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)																					
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	118,233	123,381	122,673	128,810	136,835	133,755	134,379	135,547	129,102	128,199	125,658	123,789	121,948	120,135	118,349	116,590	114,857	113,150	111,469	109,813	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)																					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)																					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)																					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)																					
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)																					
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																					
地 方 債 残 高 (X)	871,351	847,599	829,838	824,574	786,313	759,802	714,985	668,606	689,647	685,900	682,173	678,467	674,781	671,114	674,470	677,842	681,232	684,638	688,061	691,501	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
区 分																					
○他会計繰入金																					
年 度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
区 分																					
収益的収支分		29,826	23,013	20,067	20,076	18,945	24,274	38,227	38,573	39,104	36,441	36,375	36,077	35,839	35,656	36,195	36,748	37,317	37,902	38,504	39,123
	うち基準内繰入金	13,634	12,914	12,280	11,719	11,157	10,342	9,468	8,550	7,752	7,202	6,460	5,863	5,323	4,835	5,066	5,308	5,563	5,830	6,111	6,406
	うち基準外繰入金	16,192	10,099	7,787	8,357	7,788	13,932	28,759	30,023	31,352	29,239	29,915	30,214	30,516	30,821	31,129	31,440	31,754	32,072	32,393	32,717
資本的収支分		45,276	124,122	193,944	159,890	186,425	174,787	160,486	158,912	315,982	240,394	231,925	296,424	301,027	305,640	116,152	117,256	118,370	119,489	120,617	121,752
	うち基準内繰入金	17,480	30,660	44,009	38,752	38,881	24,805	25,608	27,989	29,330	24,373	25,350	25,543	26,083	26,572	26,341	26,098	25,844	25,576	25,295	25,000
	うち基準外繰入金	27,796	93,462	149,935	121,138	147,544	149,982	134,878	130,923	286,652	216,021	206,575	270,881	274,944	279,068	89,811	91,158	92,526	93,913	95,322	96,752
合 計		75,102	147,135	214,011	179,966	205,370	199,061	198,713	197,485	355,086	276,835	268,300	332,501	336,866	341,296	152,347	154,004	155,687	157,391	159,121	160,875